

# 臓器提供者家族支援員倫理規程

公益財団法人いばらき腎臓財団

この倫理規程は、臓器提供者家族支援員の皆様に臓器提供者家族支援員業務を適切に遂行していただくため、臓器提供者家族支援員業務委託契約書の第3条・第7条を受けて作成されたものです。当該業務遂行に当たっては、本規定と保有されている専門資格領域において定められた倫理規定（倫理綱領・コード）に従って進めていただくようお願いします。

## 第1条(技能・技法)

1. 臓器提供者家族支援員は、常に専門家としての知識・技術を研鑽し、高度の技術水準を維持するよう努めなければならない。一方、自らの能力と技能の限界を十分に認識しておかなければならない。なお、そのためにいばらき腎臓財団は研修等の機会を提供する。
2. 臓器提供者家族支援員は、利用者に心理検査を強要したり、みだりに使ったりしてはならない。また検査結果が誤用されたりしないよう留意しなければならない
3. 臓器提供者家族支援員は、自らの影響力や私利私欲を常に自覚し、利用者の信頼感や依存心を不正に利用しないよう留意しなければならない。その臨床業務は職業的關係の中でのみこれを行い、利用者または関係者との間で私的關係をもってはならない。もし、私的な関係または対立する利害関係などが、利用者との間に既に存在する場合は、速やかに他の臓器提供者家族支援員にリファーするため、いばらき腎臓財団に連絡しなければならない。

## 第2条(利用者に対する差別的取扱い)

臓器提供者家族支援員は、いばらき腎臓財団から紹介された利用者を、相談料、サービスの質もしくは相談時間の長さにおいて、他の相談者と差別してはならない。また人種、性別、国籍、社会的身分などによって差別してはならない。

## 第3条(金銭・物品の授受)

臓器提供者家族支援員はいばらき腎臓財団との間で、もしくは利用者との間で、どのような形態であれ、規定以外の金銭の授受または贈り物の授受があってはならない。

ただし、利用者が規定回数を超える面接を希望される場合で、利用者と臓器提供者家族支援員との間で別の契約を交わした上で支援が継続される場合においてはその限りではない。

## 第4条(他の専門職との関係)

1. 臓器提供者家族支援員は、他の臓器提供者家族支援員および関連する専門職の権利と技術を尊重し、相互の連携に配慮するとともに、その業務遂行に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。
2. 臓器提供者家族支援員は、利用者が他の外部機関のサービスを受けたほうが良いと判断した場合には、利用者ならびにいばらき腎臓財団と協議の上、適切な外部機関を紹介しなければならない。

付則

平成 26 年 4 月 1 日制定